

平成30年3月20日
市民自治推進課

地域運営委員会に関する補助金交付要綱の改正等について

(1) 地域運営委員会活動支援補助金について

補助限度額が10万円増額になります。

【変更前】10万円 ⇒ 【変更後】20万円

(2) 地域運営交付金について

統合できる補助金のメニューが追加されます。

【追加される補助金】避難所運営委員会活動支援補助金（27,000円／避難所）

※詳細は、地域担当職員より各地域運営委員会へ適宜お知らせを開始しています。

※改正は、(1)、(2)ともに、平成30年4月1日施行予定です。

(3) 設立支援及び活動支援のための地区別研修会等について

研修講師やファシリテーターを派遣します。

地域運営委員会の設立支援や活動支援の取組みとして、希望する地区へ、研修講師（地域コミュニティ、福祉や防災などの有識者等）やファシリテーター（会議の進行・調整役）を派遣します。

※講師等の派遣を希望する地区は、4月27日（金）までを目安に、地域担当職員へお申し出ください。その後もご希望があれば、適宜ご相談ください。

【お問い合わせ先】

千葉市市民局市民自治推進部
市民自治推進課 公益活動班
043-245-5664

iichi.CIC@city.chiba.lg.jp